

事務連絡  
令和4年11月9日

公益社団法人兵庫県バス協会会長 殿

近畿運輸局自動車交通部  
旅客第一課長

### 車検証の電子化への対応について（周知依頼）

この度、道路運送車両法の一部が改正されたことに伴い、令和5年1月4日より車検証の電子化制度が開始されます。

車検証が電子化された場合、現在の車検証の券面に記載されている事項の一部がICタグに内蔵され、券面に記載されなくなりますので、各運輸支局・陸運部での事業用自動車等連絡書の発行手続きの添付書類が変更となります。

現在、各運輸支局・陸運部で事業用自動車等連絡書を発行する際に車検証（本通または写し）を添付いただき、事業用自動車等連絡書の記載内容を確認しておりますが、車検証の電子化以降は「使用者住所、使用の本拠等」が券面に記載されなくなりますので、車検証（本通または写し）では記載事項が確認できなくなります。

そのため、車検証の電子化以降の事業用自動車等連絡書の発行手続きの添付書類についての別添の通り資料を作成しましたので、傘下会員への周知をお願いします。

#### ※参考

##### 【車検証の電子化概要】

電子車検証の券面には、継続検査や変更登録等の影響を受けない基礎的情報が記載されます。一方、ICタグの記録事項は、自動車検査証の有効期間、所有者の氏名・住所、使用者の住所、使用の本拠の位置等となります。

ICタグの記録情報の書き換えのみの場合（継続検査等の申請がオンラインの場合に限る。）、運輸支局等へ出頭を不要とすることが可能になります。

自動車検査証の電子化とあわせて、ICタグに記録された車検証情報をスマートフォンやパソコンで閲覧あるいはPDF等で出力できるよう、「車検証閲覧アプリ」が提供される予定です。

車検証電子化ウェブサイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>